広第640号 平成22年11月2日

各所属長 殿

岐阜県警察本部長

犯罪被害者等早期援助団体に提供する被害者情報の取扱要領の制定について 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律(昭和55年法律第 36号)第23条第4項に基づき犯罪被害者等早期援助団体(以下「早期援助団体」という。) に提供される被害者情報は、同法第2条に規定する犯罪被害者及びその遺族(以下「被害 者等」という。)を対象としているが、早期援助団体は、知り得た情報の適切な管理のため 必要な措置が講じられていると認められた団体であり、早期援助団体による援助の必要性 が認められた場合、被害者等の事前の同意を得た上で情報提供することは、被害者等の利 益と考えられることから、効果的な被害者等の支援を行うための被害者情報の提供につい て、別添のとおり「犯罪被害者等早期援助団体に提供する被害者情報の取扱要領」を制定 することとしたので、誤りのないようにされたい。

なお、同要領は、平成22年11月12日から運用する。

別添

犯罪被害者等早期援助団体に提供する被害者情報の取扱要領

第1 趣旨

この要領は、被害者支援の適正かつ効果的な推進を図るため、犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律(昭和55年法律第36号。以下「法」という。)に基づき、都道府県公安委員会(以下「公安委員会」という。)が指定した犯罪被害者等早期援助団体に提供する被害者情報の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

第2 用語の定義

この要領における用語の定義は、次に定めるとおりとする。

1 早期援助団体

法第23条第1項の規定に基づき、公安委員会から指定を受けた犯罪被害者等早期援助団体をいう。

2 被害者情報

早期援助団体に提供する犯罪被害者又はその遺族(以下「被害者等」という。)の氏名、住所その他当該犯罪被害の概要に関する情報をいう。

第3 体制及び任務

1 総括責任者

警察本部に総括責任者を置き、総務室参事官兼総務課長をもって充てる。総括責任者は、早期援助団体に提供する被害者情報の取扱いについて管理及び運用に関する事務を総括するものとする。

2 総括副責任者

警察本部に総括副責任者を置き、広報県民課長をもって充てる。総括副責任者は、 総括責任者の指揮を受け、早期援助団体に提供する被害者情報の管理及び同団体との 連絡等の必要な調整を行うものとする。

3 本部情報連絡担当者

警察本部に本部情報連絡担当者を置き、広報県民課被害者支援補佐をもって充てる。本部情報連絡担当者は、総括副責任者の指揮を受け、早期援助団体の情報の受理、相談事業又は直接的支援事業の実施を統括管理する者(以下「情報管理責任者」という。)及び都道府県警察本部の被害者支援部門と連携を図り、被害者情報の提供、受理、連絡等が適正かつ迅速に行うことができるように総合調整を行うものとする。

4 所属情報連絡担当者

高速道路交通警察隊及び警察署に所属情報連絡担当者を置き、高速道路交通警察隊の副隊長及び警察署の警務課長をもって充てる。所属情報連絡担当者は、所属長の指揮を受け、本部情報連絡担当者と連携を図り、被害者等の心情に配意し、早期援助団体に対する被害者情報の提供、受理、連絡等を適正かつ迅速に行うものとする。

5 情報管理責任者

早期援助団体の被害者情報を取り扱うことができる情報管理責任者には、当該団体が定める規程により指定された、守秘義務を有する者を充てる。

第4 情報提供の対象となる犯罪行為

情報提供の対象となる犯罪行為は、次に定める身体犯又は重大な交通事故事件及び警察本部長又は警察署長が必要と認める事件とする。

- 1 身体犯とは、次に掲げる行為をいう。
- (1) 殺人罪(刑法(明治40年法律第45号)第199条の罪であり、未遂を含む。)

- (2) 強盗致死傷罪 (刑法第240条の罪であり、未遂を含む。)
- (3) 強盗・強制性交等罪及び同死罪 (刑法第241条の罪であり、未遂を含む。)
- (4) 強制性交等罪(刑法第177条の罪であり、未遂を含む。)
- (5) 強制わいせつ罪(刑法第176条の罪であり、未遂を含む。)
- (6) 準強制わいせつ罪及び準強制性交等罪(刑法第178条の罪であり、未遂を含む。)
- (7) 監護者わいせつ罪及び監護者性交等罪(刑法第179条の罪であり、未遂を含む。)
- (8) 強制わいせつ等致死傷罪(刑法第181条の罪)
- (9) 未成年者略取及び誘拐罪(刑法第224条の罪であり、未遂を含む。)
- (10) 営利目的等略取及び誘拐罪(刑法第225条の罪であり、未遂を含む。)
- (11) 身の代金目的略取及び誘拐罪 (刑法第225条の2の罪であり、未遂を含む。)
- (12) 所在国外移送目的略取及び誘拐罪(刑法第226条の罪であり、未遂を含む。)
- (13) 人身売買罪(刑法第226条の2の罪であり、未遂を含む。)
- (14) 逮捕及び監禁罪(刑法第220条の罪)
- (15) 逮捕等致死傷罪(刑法第221条の罪)
- (16) 傷害致死罪 (刑法第205条の罪)
- (17) 傷害罪 (刑法第204条の罪) のうち、被害者が全治1か月以上の傷害を負ったもの
- (18) 前各号の罪以外で、致死傷を結果とする結果的加重犯において、致死の結果が生じたもの又は致傷の結果が生じたもののうち被害者が全治1か月以上の傷害を負ったもの(交通事故事件に係るものを除く。)
- 2 重大な交通事故事件とは、次に掲げる交通事故事件をいう。
 - (1) 死亡ひき逃げ事件

車両等の交通により人が死亡した場合において、道路交通法(昭和35年法律第105号)第72条第1項前段に規定する措置を講じなかった違反に係る事件

(2) ひき逃げ事件

車両等の交通により人が傷害を負った場合において、道路交通法第72条第1項前段に規定する措置を講じなかった違反に係る事件

(3) 交诵死亡事故等

前2号のほか、車両等の交通による人の死亡があった事故及び人が全治3か月以上の傷害を負った事故

(4) 危険運転致死傷罪等に該当する事件

前3号のほか、危険運転致死傷罪(自動車の運転により人を死傷させる行為等の 処罰に関する法律第2条及び第3条)、無免許危険運転致傷罪(同法第6条第1項) 及び無免許危険運転致死傷罪(同法第6条第2項)に該当する事件

- 第5 早期援助団体に対する被害者情報の提供
 - 1 提供の要件

高速道路交通警察隊長及び警察署長(以下「警察署長等」という。)は、被害者等の被害の状況、心身の状態等から早期援助団体による援助が必要と認める場合は、被害者等の同意を得て援助に必要な被害者情報を早期援助団体に提供することができる。

2 被害者情報の内容

提供する被害者情報の内容は、被害者等と早期援助団体との連絡を容易にし、各種の援助活動が円滑に行われ、かつ、被害者等が自らの被害の内容を繰り返し説明することなどを避けるために必要なものとし、具体的には次に掲げるものとする。

- (1) 被害者等の氏名、性別、生年月日(年齢)、住所、連絡先等
- (2) 犯罪被害の概要(犯罪被害の発生日時、場所、犯罪被害の程度・内容等)

- 3 被害者等から同意を得る場合の留意事項
 - (1) 被害者等に対する事前説明

早期援助団体に被害者情報を提供しようとする場合には、被害者等に対し事前に 次の事項を説明し、同意を得なければならない。この場合において、被害者等が未 成年者又は適切な判断が下せない状態にある者(以下「未成年者等」という。)と認 めた場合には、法定代理人たる親権者等にも同じ内容を説明しなければならない。

- ア 早期援助団体が公安委員会から公的認証を与えられた法人であり、法により役員、職員等に守秘義務が課せられていること。
- イ 早期援助団体が提供し得る援助の具体的内容
- ウ 被害者情報の提供を行う理由
- エ 被害者等に関する特定の情報を早期援助団体に提供することの理由
- (2) 同意の確保

警察署長等は、被害者等から次の方法により同意の確認を行うものとする。

ア 被害者等に対し、被害者等同意書(別記様式第1号)の記載及び提出を求める こととし、被害者等が未成年者等の場合には、法定代理人たる親権者等から被害 者等同意書を徴することとする。

なお、被害者等同意書を得ることが困難な場合は、口頭等により同意を得た後 その経過を書面により明らかにしておくこととする。

イ 同一の被害者等に関する被害者情報を2回以上にわたり提供する場合において も、提供する情報が異なることから、その都度、アの方法により、当該被害者等 の同意を得ること。

- 4 情報提供の具体的要領
 - (1) 被害者等情報提供簿の作成
 - ア 警察署長等は、被害者等から被害者情報を提供することの同意が得られた場合には、所属情報連絡担当者に、被害者等情報提供簿(別記様式第2号(その1)) を作成させるものとする。
 - イ 被害者等同意書及び被害者等情報提供簿の整理番号は、広報県民課が管理する 被害者情報管理簿(別記様式第3号)の一連番号を記載する。
 - (2) 情報提供の方法
 - ア 所属情報連絡担当者は、被害者等情報提供簿の写しを本部情報連絡担当者に送付するものとする。本部情報連絡担当者は処理状況を被害者情報管理簿に記載するとともに整理番号を所属情報連絡担当者に通知するものとする。
 - イ 送付を受けた本部情報連絡担当者は、総括責任者の審査を経て、第3の5に規定する早期援助団体の情報管理責任者に対して被害者等情報提供簿の写しを送付し、処理状況を被害者情報管理簿に記載するものとする。情報管理責任者に連絡が取れない場合や情報管理責任者に対して情報提供することが硬直的に過ぎる場合などは、情報管理責任者が指定する当該団体が定める規程による守秘義務を有する者に対して行うものとする。
 - (3) 他都道府県警察本部との連携

総括副責任者及び警察署長等は、他都道府県の早期援助団体に被害者情報を提供する場合には1から4(2)までに定める手続のほか、他都道府県警察本部の支援部門と協力・連携を図るものとする。

- 第6 早期援助団体における支援状況の把握
 - 1 支援状況の確認及び記録

所属情報連絡担当者は、本部情報連絡担当者を通じ早期援助団体による被害者等への支援状況の確認に努めるものとする。この場合において、確認した内容については、その都度当該被害者情報に係る被害者等情報提供簿(別記様式第2号(その2))の早期援助団体の援助の経過欄に記載し、警察署長等に報告するものとする。また、本部情報連絡担当者は、総括副責任者に報告するものとする。

なお、本部情報連絡担当者は、支援状況の確認に当たり早期援助団体に過度の事務 負担を強いることのないように配意すること。

2 他の都道府県警察から提供を受けた被害者情報に基づく支援状況の把握 総括副責任者は、他の都道府県警察から早期援助団体が被害者情報の提供を受けた 場合は、その支援状況の把握に努めるとともに、必要な協力・援助を行うものとする。

第7 早期援助団体に対する協力

総括責任者及び警察署長等は、早期援助団体が行う相談業務等の円滑な運営を図るため、担当職員の派遣等による犯罪被害者等給付金の支給制度の説明、申請補助を行う上での留意事項の教示のほか、早期援助団体が主催する行事への積極的な参加及び講演、警察施設へのパンフレット等啓発物品の備付け、各種広報誌等への掲載並びに警察施設の利用提供等の協力を行うものとする。

第8 報告等

総括副責任者及び警察署長等は、次の事項に該当する場合は、総括責任者を経て警察 本部長に速やかに報告するものとする。

- (1) 早期援助団体から、被害者情報を提供した被害者等の援助に関し協力要請があったとき、又は援助活動を終了した旨の連絡を受けたとき。
- (2) 早期援助団体の援助に対する被害者等からの苦情等を把握したとき。
- (3) 早期援助団体における情報の不正な取扱いを把握したとき。
- (4) その他早期援助団体が行う被害者等支援活動に関し、特異事項を把握したとき。

第9 文書の保管・管理

被害者等同意書、被害者等情報提供簿(写しを含む。)及び被害者情報管理簿は、当該被害者等の支援が終了後5年間保存するものとする。

附 則 (平成22年11月2日付け広第640号)

この要領は、平成22年11月12日から運用する。

附 則(平成25年4月18日付け広第229号)

この要領は、平成25年4月18日から運用する。

附 則(平成26年6月19日付け広第352号)

この要領は、平成26年6月19日から運用する。

附 則(平成29年7月12日付け刑総第612号)

この要領は、平成29年7月13日から運用する。

【別記様式省略】